

食品産業育成就労協議会入会規程

令和 8 年 6 月 30 日

運営委員会決定

食品産業育成就労協議会規約第 12 条の規定に基づき、食品産業育成就労協議会入会規程を次のように定める。

(入会基準)

第 1 条 食品産業育成就労協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、食品産業育成就労協議会規約（以下「規約」という。）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

2 飲食料品製造業分野における育成就労外国人を受け入れようとする構成員は、育成就労を行わせる事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを主として行っているものでなければならない。

一 中分類 0 9 食料品製造業

二 小分類 1 0 1 清涼飲料製造業

三 小分類 1 0 3 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く。）

四 小分類 1 0 4 製氷業

五 小分類 5 8 3 食肉小売業（食料品製造を行うものに限る。）

六 細分類 5 6 2 1 総合スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）

七 細分類 5 8 1 1 食料品スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）

八 細分類 5 8 6 1 菓子小売業（製造小売）

九 細分類 5 8 6 3 パン小売業（製造小売）

十 細分類 5 8 9 6 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。）

3 外食業分野における育成就労外国人を受け入れようとする構成員は、次のいずれにも該当しているものでなければならない。

一 次に掲げる営業所において育成就労外国人を業務に従事させないこととしてしていること

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営

業の営業所（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた者が営む同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第 3 条第 1 項の許可（風営法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）

ロ 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業の営業所

二 育成就労外国人に、接待（風営法第 2 条第 3 項に規定する接待をいう。）を行わせないこととしていること

（加入手続）

第 2 条 飲食料品製造業分野又は外食業分野における育成就労実施者になろうとする者は、協議会の構成員になるため、農林水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入し、協議会事務局に入会の申込みを行うものとする。

2 前項において、入会の申込みを行う者の事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、主として総合スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）又は食料品スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）を行っている場合は、別紙 1 の誓約書を提出するものとする。

3 第 1 項において、入会の申込みを行う者が、旅館業法第 3 条第 1 項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第 3 条第 1 項の許可（風営法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所（以下「対象旅館等」という。）である場合は、接待防止マニュアル及び別紙 2 の誓約書を提出するものとする。

4 第 1 項において、入会の申込みを行う者が、水産加工業の業務区分で育成就労外国人を受け入れる場合は、別紙 3 の 1 の誓約書を提出するものとする。

また、育成就労外国人と雇用契約を締結するに当たっては、別紙 3 の 2 を参考に「水産加工業の業務区分における育成就労外国人の育成方針」及び「同意書」を作成し、その内容について丁寧に説明した上で、同意書を取り交わすものとする。

5 第 1 項において、入会の申込みを行う者が、1 年を超える転籍制限期間を設定する場合は、別紙 4 の誓約書を提出するものとする。

(資格確認)

第3条 協議会事務局は、前条の申込みを受けた場合には、規約第4条第2項に定める「育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を遵守する旨の誓約書」その他必要な書類の提出を受け、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。この場合において、協議会事務局は、構成員であることの要件を満たすことを確認するために必要と認めるときは、当該申込みを行った者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

2 協議会事務局は、協議会の構成員であることの要件を満たすことが確認された場合には、規約第4条第3項の承認を得たものとして、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書（別紙5）を発行する。

(証明書の再交付)

第4条 第2条第1項の構成員は、証明書を失ったときは、証明書再交付申請書（別紙6）を事務局へ送付する。

2 協議会事務局は、前項の再交付申請を行った者が協議会の構成員であること及び協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認した場合には、当該申請を行った者に対し、協議会の構成員であることの証明書（別紙5）を再発行する。

3 前項において、協議会事務局は、構成員であることの要件を満たすことを確認するために必要と認めるときは、当該再交付申請を行った者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(変更手続)

第5条 第2条第1項の構成員は、第2条の入会の申込みに係る内容に変更が生じた場合には、すみやかに変更届出書（別紙7）を事務局へ送付する。

2 前項の場合において、変更に係る事項が育成就労外国人の活動する事業所の行う産業に係るものであって、変更後の産業が総合スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）又は食料品スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）となる場合にあっては、当該活動を開始する前に、別紙1の誓約書を提出するものとする。

3 第1項の場合において、変更に係る事項が育成就労外国人の活動する事業所に係るものであって、変更後の事業所が対象旅館等となる場合にあっては、当該活動を開始する前に、接待防止マニュアル及び別紙2の誓約書を提出するものとする。

4 第1項の場合において、変更に係る事項が飲食料品製造業分野における

業務区分に係るものであって、変更後の業務区分が水産加工業となる場合にあっては、当該業務区分により育成就労外国人を受け入れる前に別紙３の１の誓約書を提出するものとする。

また、育成就労外国人と雇用契約を締結するに当たっては、別紙３の２を参考に「水産加工業の業務区分における育成就労外国人の育成方針」及び「同意書」を作成し、その内容について丁寧に説明した上で、同意書を取り交わすものとする。

- ５ 第１項の場合において、変更に係る事項が育成就労外国人の転籍制限期間に係るものであって、変更後の転籍制限期間が１年を超える場合にあっては、当該変更後直ちに別紙５の誓約書を提出するものとする。

（退会手続）

第６条 第２条第１項の構成員は、飲食料品製造業分野又は外食業分野における育成就労実施者でなくなり、当該分野における育成就労外国人の受入れ予定がない場合は、退会届出書（別紙８）を事務局へ送付するとともに、証明書を破棄する。

- ２ 第２条第１項の構成員が前条の変更届出を行わず、又は当該構成員と連絡が取れない場合には、協議会事務局は、当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

- ３ 前項において、協議会を退会したものとみなされた構成員が、前条の変更届出を行い、又は連絡が取れる状況になったときは、協議会事務局は、協議会の構成員としての地位を回復させることができる。

- ４ 第１項及び第２項において、第２条第１項の構成員が退会した場合（退会したとみなされた場合を含む。）及び前項において、協議会を退会したものとみなされた構成員が当該構成員としての地位を回復した場合は、協議会事務局は、その旨を外国人育成就労機構に報告するものとする。

（除名）

第７条 協議会は、協議会の構成員である育成就労実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該構成員を除名することができる。

- 一 各種法令、規約又は入会時の誓約内容に違反したとき
- 二 協議会に対する協力を怠ったとき
- 三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき
- 四 第１条の入会基準を満たさなくなったとき
- 五 協議会において協議が整った事項に関する措置を講じなかったとき

- 2 協議会は、除名を行った場合には、除名措置を行ったことを公表するものとする。
- 3 協議会は、除名されたことがある者からの入会の申込みについて、第3条第2項の規定に関わらず、入会を認めないことができる。

(報告)

第8条 協議会は、構成員に対して除名措置を行ったときは、外国人育成就労機構に報告するものとする。

附 則

本規程は、令和8年9月1日から施行する。